

令和2年度決算に基づく日南市健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和2年度の決算に基づく「健全化判断比率」、「公営企業における資金不足比率」を公表します。

「健全化判断比率」には、次の4つの指標があります。

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算することにより、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計の借入金返済額に特別会計などの借入金返済額に対する一般会計負担額を合算した上で、その額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(4) 将来負担比率

本市の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※ 将来負担額は、①～⑧の合計になります。

- ① 一般会計等の令和2年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(1) から (4) の指標値のいずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと財政健全化計画に取り組む必要があります。

「公営企業における資金不足比率」には、次の指標があります。

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

この比率が経営健全化基準以上になりますと、経営健全化計画を定め財政の健全化に取り組む必要があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

健全化判断比率

(単位 %)

比率の名称	日南市	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.75
連結実質赤字比率	—	17.75
実質公債費比率	9.2	25.0
将来負担比率	70.2	350.0

※「実質赤字額」、「連結実質赤字額」がないため、「—」を記載しています。

資金不足比率

(単位 %)

会 計 名	日南市	経営健全化基準
日 南 市 病 院 事 業 会 計	—	20.0
日 南 市 簡 易 水 道 特 別 会 計	—	20.0
日 南 市 漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計	—	20.0
日 南 市 公 設 合 併 処 理 浄 化 槽 特 別 会 計	—	20.0
日 南 市 公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	20.0
日 南 市 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	20.0
日 南 市 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※「資金不足額」がないため、「—」を記載しています。